

田原本町議会議録目次

○6月3日(第1日)

開会(午前10時00分)	1-4
町長招集挨拶	1-4
会期の決定(6月3日から7日までの5日間)	1-4
会議録署名議員の選出(古立憲昭、西川六男、竹邑利文君)	1-5
報 告 現金出納検査の結果報告	1-5
議第40号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて (同 意)	1-6
発議第4号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求め る意見書(原案可決)	1-7
報第 1号 平成24年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告	
報第 2号 平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算 書の報告(報 告)	1-13
議案の一括上程(報第3号より議第39号までの16議案について)	1-14
上程議案の委員会付託について	1-18
散会(午前10時37分)	1-19

平成25年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成25年6月3日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 植田知孝君 議事係長 中辻勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 持田尚顕君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 福岡伸卓君

上下水道部長	取田弘之君	秘書広報課長	岡本達史君
監査委員	楢宏君	教育委員長	森章浩君
教育長	片倉照彦君	教育部長	鍬田芳嗣君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	笹岡吉久君		

平成25年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月3日（月曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休 憩（日程の説明）

○議第40号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○発議第4号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○報第 1号 平成24年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○報第 2号 平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○議案の一括上程（報第3号より議第39号までの16議案について）

- 町長より提案理由の説明
 - 上程議案の委員会付託について
 - 散 会
-

本日会議に付した事件
議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成25年田原本町議会第2回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成25年田原本町議会第2回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますこと厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げます。次第でございます。

さて、我が国は地形、地質、気象等の自然的条件から豪雨、地震等による災害が発生しやすい国土であり、また近い将来に東南海地震が発生すると予想されております。本町におきましても職員に対し、田原本町地域防災計画に従い、迅速な対応ができるよう再度災害初動マニュアルの確認をしているところでございます。

今期定例会におきましては、3件の報告事項及び16議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが開会のあいさつとさせていただきます。

会期の決定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から7日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は7日までの5日間と

決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

5番、古立議員、6番、西川議員、7番、竹邑利文議員、以上の3名の方をお願いいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 榎 宏君 登壇）

○監査委員（榎 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る3月25日、4月26日及び5月27日に、議会選任委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する2月28日、3月31日並びに4月30日現在の出納状況について現金出納検査をしたところ、検査日現在での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

議第40号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞く
ことについて

○議長（松本宗弘君） 議第40号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（植田知孝君） それでは朗読いたします。

議第40号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成25年6月3日提出

田原本町長 寺田典弘

住 所 田原本町大字新木179番地の4

氏 名 おおはし つとむ
大橋 勉

生年月日 昭和20年8月18日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第40号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字新木179番地の4、大橋勉氏、昭和20年8月18日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、議第40号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり大橋勉君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

発議第4号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
の早期制定を求める意見書

- 議長(松本宗弘君) 続きまして、発議第4号、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。
提出者より趣旨説明を求めます。11番、松本美也子議員。

(11番 松本美也子君 登壇)

- 11番(松本美也子君) 我が国では障害者基本法第4条において、障がい者差別の禁止が規定されているものの、障がい者の差別解消のための具体的な対応などを定めた法律が制定されていません。そのため国連の障害者権利条約を批准できない状況が続いています。

政府は4月26日、国連、障害者権利条約の批准に必要な「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」(障害者差別解消法案)を閣議決定し、国会に提出しました。これまでの国における取り組みの集大成とも言えるものであり、多くの障がい者や関係者から同法の早期成立・施行が求められています。

法律の早期成立・施行を図り、あらゆる分野における障がい者の権利、利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障がい者が社会参加するための環境整備を一層進めることなどを強く要望いたしまして、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により意見書を提出いたします。

議員皆様のご賛同ご採択賜りますようお願いを申し上げまして、趣旨説明に代え

させていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） まず文章から聞きたいんですけども、今回、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書の文章の中で、これは3段目になりますけれども、「また、現在、約130カ国が2006年に国連総会で採択された障害者権利条約の署名、批准を終えています」ということで、その点では、日本の場合、署名も批准もできていないということ、ここで訴えておられるかどうかだけを聞きたいんですけども。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 日本政府の署名は2007年9月28日に署名をしております。吉田議員もご存じのように、「署名」というのは、条約の内容を確認しましたということです。「批准」は、この条約を守りますと約束するのが批准でございます。その約束を守るという批准の内容には、今現在の法律ではなっていないので、ここで……。質問と違いますか？（「いえ、合っています」と吉田議員呼ぶ）
はい。そういう形で今回新たに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案を出させていただいたわけです。これは障害者権利条約に基づいて案がなされておりますということです。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 障害を理由とする差別の解消というのは、いろいろ実際にはありますので、しないといけないなというように書かれたんだと思います。

そこで、今回この意見書はですね、この法律案を通してくれという意見書ですので、法律案がどんなものかということを知りたいなと思ひまして質問するわけですが、この法律は、国は障害を理由とした差別をしてはいけませんよと、地方公共団体はしてはいけませんよと、事業者もしてはいけませんよということになっていきますよね。した場合は、いろいろ罰則がありますよと、指導もしますよということが書いてあります。その指導や罰則というのは誰が行うのかと。誰というのは、どういう人が構成に入っているのかというところをちょっと説明してください。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） これは差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止を主にされているものです。国、地方公共団体、民間事業者は法的義務がなされていて、民間事業者は努力義務であります。

この主務大臣による民間事業者に対する報告、それから助言、指導、勧告が行われるということでもあります。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっとそれは質問の趣旨と違いまして、国も守らないといけない、自治体も守らないといけないと。この人たちの障害を理由とする差別については、誰がそれを判定するかというか、受けた人は誰に相談しに行ったら、このことを受け止めてもらえるのかと。誰がそれを罰するののかということですね。事業者は努力義務ですので罰するということはないですよ。氏名を公表するかどうか、まだわかってませんよね。

ですから国、地方公共団体は、そういう対応をした場合は、その差別を受けたと思った人はどこにそれを申し出てですね、どこでそれを協議して、どういう具合にして対応していくのかということを知りたいということです。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 地方公共団体の責務も書かれていますし、国はもちろんのことで、それに応じて、まずは行政機関に、また事業者にそのことを申し入れをするということです。

相談に関しては、この内容の最後にも書かれているように「記」の「3.」のところにも書かせていただいているように、既存の紛争解決機関等の活用の推進も含めた相談体制の拡充を図るということになっております。私としては、そういうふうに理解しているんですけども。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと今、私、質問で違っていたのがありました。民間事業者は差別的取扱いの禁止については法的義務があって、合理的配慮の不提供の禁止ということについては努力義務ということですので、その点では民間事業者にも法的義務があるということです。ちょっと今質問間違っていましたので。

要するに、行政の窓口で相談しても行政が真摯に受け止めてもらえるかどうか

からないというところが、やっぱり一番の問題だと思うんですね。その点では、この今の説明を聞かせていただいても、なかなかこの法律をつくるんだけど、これをどう実施していくかという面が決まっていけないんじゃないかというイメージを受けるんですね。

これが例えば、国連の条約の批准をするための制度整備をなさいという意見書ならですね、それはそのとおりだろうと思うんですけども。今回、この法律を通すために意見書を上げるということになるんですけども、その点では、この法律についてやっぱり詳しく知らない意見書も上げられないかなと思うんですね。

そこでもう一つ、この意見書の中で「行政機関や地方公共団体等が定める「職員のための要領」」、これは国じゃなくて、田原本町は田原本町として決めないといけないわけですから、それは議会が決めるのか行政が決めるのかわかりませんが。これについては意見書に載せるようなことではないんじゃないかなと思うんですけども、田原本町に要望するということになるかと思うんですけども。これはなぜこんなのが入っているのかということの説明してください。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） この件に関しましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関するこの法律案ですね。法律案に基づいて意見書を出させていただきましたので、そこに当然、国及び地方公共団体の責務も入っていましたので、きちんとその辺を明確にさせていただいたということで、私どもは出させていただいております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第4号、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書について反対討論をさせていただきます。

日本の国においても、地方においても、事業所においても、日本の社会全体で障害を理由とする差別があってはならないというのは常識だろうと思います。ただ、

それが現実的には起こっていると。これを何とかしないといけないという点では、国連の障害者権利条約を早く批准してほしいという思いは、私も持っております。

ただ、今回出てきているのは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、この法律を早く制定せよという意見書ですので、この法律の中身がやはりもっと練られなければならないんじゃないかなという思いから、反対の立場を表明させていただきます。

そもそも障害者自立支援法ができて、それに対する裁判闘争が続きました。その中で当時の政府は、その裁判をやっている方と和解をして、基本合意という合意を和解したと。それから各障がい者団体と一緒に、どういうものをつくっていったらいいかということ議論の中で、骨格提言というのを打ち出されました。それに基づいて障害者基本法ができたわけですが、残念ながらその中には基本合意や骨格提言と、中に出されたことが3分の1程度しか取り入れられなかったということがあります。

例えば、収入認定は障がい児（者）本人だけで認定する。あるいは介護保険優先原則廃止、障がいの特定を配慮した選択制等の導入と、このようなことについても盛り込まれなかった。その点では、今の障害者基本法が、かなり不十分なものになっているというのが障がいを持っておられる方の団体のほうから出ている意見だと私は認識しています。

その点では、この「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」も中身をちゃんと精査した上で、これなら大丈夫とできるものになれば、まあ賛成もできるだろうと思いますけども、先ほども提案者のほうから説明がありましたように、この法律ができて、この法律が厳格に適用される、これについては何らまだ担保がされていない。どうするかというのは、これからの問題だということですので、今回出されています「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書、これには反対をさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、本意見書に対する賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

ご承知のように障害者基本法が昭和45年にできました。その第1条の目的には「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために」を基本原則として定め、障がい者施策の推進を述べられています。そして第4条に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別をすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と差別の禁止を述べられております。

そして平成23年6月に衆議院で、また7月に参議院で、この障害者基本法の一部が改正されました。それは障がい者の福祉の増進をさらに強調されております。障がい者に対する施策の推進、その責務を明らかにしたものであります。そしてまたその附帯決議に「適切な措置を講ずるもの」と述べられておりますが、具体的に障がい者に対する差別禁止行為や解消のための対応など、実効性を確保する法律が制定されていないため、この障害者基本法が生かされておられません。したがって、障がい者に対する差別は現実になくなっておりません。

本意見書によって、いろんな意見書によって、すべての法律が完璧ということはいりません。やはり障がい者に対して、一步一步わかったことから進めていってあげないと現実には前へ進まない思うのであります。したがって、障害による差別をなくし、あらゆる問題解決できる体制の整備をまず図っていかねばならない、そういう思いでございます。

したがって、今、先ほども述べましたように、やっぱり100%完璧な法律というのは、なかなかできてまいりません。でも先ほど述べましたように、やはり一つ一つ進めていかねばならないと、こういう思いでございます。そういったことから本意見書への私の立場というのは賛成をさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第4号、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早

期制定を求める意見書について採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

報第1号 平成24年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

報第2号 平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第1号、平成24年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告、報第2号、平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての2議案を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成25年田原本町議会第2回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項につきまして概要の説明を申し上げます。

報第1号、平成24年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、経営体育成支援事業ほか9件について、総額4億2,962万6,000円を繰り越したものであります。

報第2号、平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、公共下水道事業ほか2件について、総額1億6,47

1万2,000円を翌年度に繰り越したものであり、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

○議長（松本宗弘君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

報第1号、平成24年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告、報第2号、平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（報第3号より議第39号までの16議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第3号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告より、議第39号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継についてまでの16議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第3号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告より、議第39号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継についてまでの16議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成25年田原本町議会第2回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第3号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額が240万円の増額で、予算総額は102億3,140万円となります。

補正の内容といたしましては、第4款衛生費、240万円の増額で、現在、全国的に流行が続いている「風しん」の緊急な予防対策として、ワクチン接種費用の一部を助成する経費を増額するものであり、実施日等の関係から地方自治法第179条第1項の規定により平成25年5月24日付けで専決処分をしたものであります。

財源については、繰越金であります。

次に、議第25号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額が1億4,127万1,000円の増額で、予算総額は103億7,267万1,000円となります。

補正の内容といたしましては、第4款衛生費、1億4,127万1,000円の増額で、国が自治体クラウドの発展的な取り組みとして行う「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」の実施団体としての指定を受けたことから、健康情報実証システムの構築に必要な経費及び火葬場改修に係る補助金の増額であります。

財源については、国庫支出金であり、繰越金の減額で調整を図るものであります。

次に、議第26号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律による給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体に対し、国に準じた必要な措置の要請があったことによる所要の改正を行うものであります。

内容といたしまして、職員の給料を一律1.2%、管理職手当については一律5%を本年7月1日から翌年3月31日までの間、減じ、給与構造改革の経過措置である現給保障措置につきましては、本年6月30日限りで廃止するものであります。

また、町長、副町長、教育長につきましても、給料の2%を減額するものであります。

なお、いずれも地域手当等の手当についても連動して算出するものであります。

次に、議第27号、田原本町税条例の一部を改正する条例、議第28号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、平成25年度の税制改正による地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、個人町民税における住宅ローン控除の延長と拡充や、社会福祉法人等に対する寄附金控除の追加、固定資産税・都市計画税における課税標準の特例についての条文の整備及び地方税に係る延滞金の割合を変更するものであります。

次に、議第29号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正により、国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化すること、及び特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額すること、また、東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について改正をするものであります。

次に、議第30号、公共下水道事業（特）第25-1号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、矢部・満田地内の国道24号線樫原バイパス並びに町道三笠満田線及び満田2号線において、下水道工事547.7メートルと上水道工事146.8メートルを契約金額6,859万4,400円で、田原本町大字味間255番地の3、株式会社浦谷組、代表取締役 浦谷宗孝と、議第31号、公共下水道事業（公）第25-2号工事請負契約締結につきましては、鍵・法貴寺地内の町道鍵・法貴寺線において、下水道工事381.5メートルを契約金額5,058万1,650円で、田原本町大字八田398番地の2、安井建設株式会社、代表取締役 安井正成と、議第32号、公共下水道事業（公）第25-3号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、西代地内の町道西代6・7・8号線において、下水道工事359メートルと上水道工事210.6メートルを契約金額4,480万3,500円で、田原本町大字宮森337番地の1、株式会社仲谷組、代表取締役 仲谷尚紀と工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第33号、田原本中学校001-1-2棟耐震補強等工事請負契約締結につきましては、契約金額6,264万8,250円で、奈良市油阪町446番地の6、株式会社森組、奈良営業所所長 藤本敏夫と、議第34号、北小学校009・010棟耐震補強等工事請負契約締結につきましては、契約金額5,929万4,550円で、奈良市油阪町446番地の6、株式会社森組、奈良営業所所長 藤本敏夫と工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第35号、財産の取得につきましては、田原本町指定ごみ袋の購入であり、取得価格870万4,290円で、田原本町大字千代572番地の1、株式会社文政 田原本営業所、代表取締役 虎走恵介より取得するものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第36号、奈良県広域消防組合の設立につきましては、平成18年6月14日に公布・施行された「消防組織法の一部を改正する法律」による改正後の消防組織法第31条の規定に基づき、消防の事務を処理する一部事務組合を設立することについて、構成市町村と協議の上定めようとするものであり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第37号、山辺広域行政事務組合の解散につきましては、奈良県広域消防組合の設立に伴う山辺広域行政事務組合の解散に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第38号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、奈良県広域消防組合の設立による山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分を関係市町村と協議の上定めることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第39号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継につきましては、奈良県広域消防組合の設立による山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継を関係市町村と協議の上定めることについて、山辺広域行政事務組合同規約第16条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。何

とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長をもって朗読させます。

○議会事務局長（植田知孝君） それでは委員会別の付託議案を朗読いたします。

報第3号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び議第25号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第2号）の2議案につきましては、住民福祉常任委員会。

議第26号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から議第28号田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例までの3議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第29号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、住民福祉常任委員会。

議第30号、公共下水道事業（特）第25-1号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結についてから議第32号、公共下水道事業（公）第25-3号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結についてまでの3議案につきましては、産業建設常任委員会。

議第33号、田原本中学校001-1・-2棟耐震補強等工事請負契約締結について及び議第34号、北小学校009・010棟耐震補強等工事請負契約締結についての2議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第35号、財産の取得については、産業建設常任委員会。

議第36号、奈良県広域消防組合の設立についてから議第39号、山辺広域行政

事務組合の解散に伴う事務の承継についてまでの4議案につきましては、総務文教常任委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前10時37分 散会